

国民健康保険税引き上げ議案を含む 市長提出議案42件を議決 ～一般会計決算は4年連続で不認定～

国分寺市議会では、11月27日から12月20日までの24日間の会期で第4回定例会を開催し、再提案された24年度決算議案8件を含む市長提出議案42件と議員提出議案（意見書）1件を議決しました。

また21名の議員が一般質問を行い、市長等に対して市政運営を問いました。

11月29日の本会議では、市長より、日野市、小金井市との可燃ごみの共同処理の経過報告と、12月9日より3月末まで小金井市の可燃ごみ処理支援を行うとの「行政報告」がありました。



雪のおたかの道湧水園 西元町 1-13

24年度一般会計決算は不認定に

第3回定例会では、決算議案とともに地方自治法上提出が義務付けられている監査委員の意見書が当該事務担当者の誤った説明により、意見書の内容が事実と異なっていたため、決算議案すべてが撤回されました。

第4回定例会では、決算議案が再提案され、併せて監査委員の意見書も追加提出されました。これら決算議案は、決算特別委員会（及川委員長、いとう副委員長。議長と議会選出監査委員を除く22名で構成）を設置し、11月27日と28日の2日間審査を行いました。

平成24年度決算は、一般会計決算は実質収支額7億49万1千円の黒字であるものの、前年度の実質収支額を差引いた単年度収支額は41万3千円の赤字、また全会計総計の実質収支額は2億1,828万円の黒字であるものの、単年度収支額は8,373万円の赤字というものです。

委員会での主な質疑としては、衆議院議員選挙開票事務において途中帰宅した開票立会人への報酬の支出根拠について、高齢者施策の元気確認電話等共同システムトライアル導入の意思形成過程について、心身障害者(児)緊急入院保護事業の事業開始年度及び利用者数について、国保会計において過去より療養給付費負担金が過大計上されていた理由や一般会計繰出金との関係、また地方自治法等法令との関係について、国保事務テープ反訳委託料流用に対する監査委員の指摘内容について、二度の決算監査により意見書が追加提出されるに至ったことに対する認識について、児童館・学童保育所の指定管理費の件数について、地域バスの試行運転について、指定管理者による体育施設の維持管理や施設の使用区分について、再開発事業特別会計の特定建築者選定審査委員の報酬について、指定管理者に係わるチェックシートと指定管理者制度運用指針との関係などの質疑がありました。

委員会では、以上の質疑を経て採決を行った結果、一般会計決算は賛成少数で不認定に、国分寺駅北口再開発事業特別会計決算及び国民健

康保険特別会計決算は賛成多数で認定に、その他5特別会計は全員賛成で認定と決しました。また本会議では、採決に際して討論が行われ、委員会と同様の採決の結果となりました。（一般会計決算議案の討論は6～7頁に掲載）

国民健康保険条例改正議案を可決

議案第136号 国民健康保険条例の一部を改正する条例は、24年度決算で赤字7億円が生じている国保会計を平成30年度に赤字解消するため、26年度より国保税所得割額を引上げるといふものです。

本案は厚生委員会で審査され、担当からは、保険税の引き上げとともに、現在26市中21位である「被保険者一人当たりのその他繰入金」の額を26市の中位置となるよう予算化を図っていく、との説明がありました。委員会では様々な質疑が行われ、25年度当初予算の国庫負担金計上額の計算ミスが明らかになりました。さらに過去4年間においても11億5,800万円の過大計上があり、その結果、一般会計繰入金が過少計上となったことが赤字の要因となっていることも明らかになりました。

採決に際しては、以下のような賛否に係わる発言があり、委員会では賛成少数で否決されましたが、本会議では賛成多数で可決されました。

反対意見（討論）の要旨

●過去4年間、市の法律違反の計算ミスがなければ7億円の赤字ではなく、4億円の黒字になっていたことが明らかになった。赤字の原因は市にあり、今回の値上げは自らの過ちを加入者に押しつける許しがたい暴挙だ。この事実を運営協議会の委員に知らせ、再度答申をいただくのが当然の節理だ。また多摩26市の中で医療費は21位にもかかわらず、今回の値上げで保険税が2位となることはバランスを欠いている。値上げ中止を求める陳情署名数は2,986名にものほり、値上げ条例は撤回すべきだ。

●4年にわたって国保歳入の国庫負担金の定率負担分（医療費等の34%）を不当に膨らませる偽装計上（4年で11億5,800万円）を行い、その

結果生じた歳入不足（7億円）を赤字だと偽り、加入者にその負担を求める今回の値上げは、断固として認められない。

●国保事務に関する監査委員への間違った説明により、24年度決算議案をすべて撤回するという異例の事態を発生させ、また委員会審査でも予算計上額の根拠資料がないという文書管理上の問題を含めて、予算編成に関する様々な問題が明らかとなった。市は国保税の改定を行う前に、これらを真摯に受けとめて信頼回復に努めるべきであり、国保税の値上げは容認できない。

賛成意見（討論）の要旨

●最後のセーフティネットであるべき国保が保険税を払えずに医療を受けられない人をつくってはならない。低所得者に対する税率改正は抑えるべきで、一定の配慮がなされた本改正案には賛成する。また他の健康保険に比べて平均年齢が高く医療費負担も大きいことや世帯当たりの平均所得に占める保険税の負担率が高いなどの構造上の問題を鑑みると、国保制度継続のために市税投入の拡大もやむを得ない。

●医療費に加え、後期高齢者支援金や介護給付費納付金等の拠出金も年々増加し、予算編成時にこれらを的確に見積ることには限界があるが、今後適正な予算編成と国保会計・一般会計の双方の財政健全化を求めたい。また保険税改定による歳入確保のみならず、ジェネリック医薬品使用の啓発、特定健診受診の勧奨、各種検診事業の充実、診療報酬明細を活用した指導の実施等、歳出抑制の取り組みも求めて賛成する。

複合施設（もともちプラザ、福祉センター、西町プラザ）の指定管理者関連議案を可決

地域センター、福祉センター、生きがいセンター、にしまち児童館の管理運営を指定管理者に行わせるための条例改正議案（第101号、第102号、第104号、第106号）と、もともちプラザを(株)東京リーガルマインドに、福祉センターを特定非営利活動法人ワーカーズコープに、西町プラザを(株)こどもの森に、それぞれ26年度より5年間、施設の管理運営業務を行わせる指定管理者議案（第120号、第122号、第125号）等を、総務、